

平成24年3月19日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

下諏訪町議会議長 濱 章 吉

最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化 を求める意見書

今や、労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下のワーキングプアです。生活保護受給世帯は200万を超え、貧困は歯止めのない広がりを見せています。そのことが、内需を冷え込ませ、地域の商店街の衰退や中小企業の経営難を招き、失業を増やし、少子化を進め、社会の根幹を揺るがせています。

貧困と不況から決別するには、賃金の底上げ政策が不可欠です。最低賃金の大幅引き上げは、消費購買力を向上させ、暮らしの改善と地域経済の活性化をもたらします。このことは、労働者だけでなく、政府や財界も認識されており、2010年夏には、政府の立ち会いのもと、労働者代表と財界代表が、最低賃金の大幅引き上げに合意しています（「雇用戦略対話合意」）。全国の最低賃金を早急に800円以上とし、さらに1000円への到達を目指すという内容です。日本以外の先進諸国では、最低賃金に地域格差をつけず、全国一律で1000円以上の水準に設定することが一般的であり、その政策が、不況の中での消費の急減を止めています。日本の最低賃金も、そうした制度へと発展させることが望まれます。

ただし、最低賃金の引き上げによる経済効果があがるまでのコスト負担が中小企業に及ぼす影響については、十分配慮することも必要です。政府は、「中小企業支援策等の最低賃金引上げ対策検討チーム」を発足させ、一定の施策を打ち出しましたが、効果はまだ限定的です。

今や、与野党の各政党が、最低賃金改革を公約に掲げ、「ワーキングプアは放置できない」と明言し、同時に中小企業対策の重要性を指摘しています。こうした国民的合意を踏まえ、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

記

- 1 政府は、ワーキングプアの根絶と地域格差の是正をはかるため、2010年6月の「雇用戦略対話合意」を実現すべく、2020年までに最低賃金1000円と全国最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を目指すこと。
- 2 政府は、上記の法改正と併せて、最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業予算を増やし、中小企業への経営支援策を拡充すること。
- 3 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。